

# 宇都宮短期大学附属高等学校・中学校の「いじめ防止基本方針」

全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、本校においても起こり得る」という考え方を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校をあげて取り組むこととします。生徒が自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことが出来るよう、教職員が生徒理解を深め、日々の学習指導と関連付けながら生徒への指導を進めていきます。

いじめ防止のため、保護者、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、文書学事課に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針には、項目ごとに「行動計画」を設け、教職員はそれに基づいて実践に努めていきます。

## 1 組織的な対応に向けて

- (1) いじめの未然防止・早期発見のために、学校行事やHR活動、また日々の授業を含めた様々な教育活動全体を通して未然防止対策を行うとともに、いじめ認知時の対応を職員会議・学年会議・生徒指導部会を中心に組織的に行い、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決と再発防止に向け対応していきます。
- (2) いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに具体的対応力の向上を図ります。

## 2 いじめの未然防止に向けて

- (1) 生徒一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通じて「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力（自己指導能力）」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、HRを中心に計画的な指導を実践します。
- (2) 生徒一人一人が意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「互いに高め合える学級づくり」への取り組みや、教職員が授業に際して学習指導と生徒指導の両面に注力し、生徒の成長・発達を促す指導をしていきます。
- (3) 教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- (4) インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

## 3 いじめの早期発見に向けて

- (1) いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを教職員一人一人が強く認識します。  
生徒間の喧嘩やふざけ合いと見えることも調査し実態を把握します。
- (2) 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします（アンケート「学級集団アセスメント(ハイパーQU)」の実施）。
- (3) いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく、早期に職員会議・学年会議・生徒指導部会を中心に組織的に対応します。
- (4) 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- (5) 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。

- (6) いじめに関する相談窓口（教頭、生徒指導部長・同教育相談担当、学年主任（1～3年・中学主事含む）、養護教員他（必要に応じて該当クラス担任））を明確にします。

## 4 いじめの早期解決に向けて

- (1) いじめられている生徒を徹底的に守り通します。
- (2) いじめられている生徒や保護者の立場に立って対応します。
- (3) いじめの疑いがあることを認識した場合には、相談窓口となる教職員（いじめ対策組織）を中心に、その状況を正確に把握し、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- (4) いじめている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ二度といじめることのないよう学校組織としてしっかりと指導します。
- (5) 双方の保護者に対して、学校として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- (6) いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- (7) 3か月間いじめが行われていない。更にいじめられた側が心身の苦痛を感じていない場合、いじめが解消したと判断します。
- (8) 解決した後も、いじめられた生徒、いじめた生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

## 5 重大事態への対応について

- (1) 重大事態の発生を防ぐため、未然防止や平時からの実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も機能できるよう、組織を構成します。
- (2) 重大事態が発生した際、詳細な事実関係の確認や、実効性のある再発防止策の検討等を行い、学校だけでは対応出来ない場合は、直ちに関係機関の協力を仰ぎます。
- (3) いじめられた生徒やその保護者、いじめた生徒やその保護者に対し、事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により説明に努めます。